別記第４号様式（第８条関係）

|  |
| --- |
| 屋外広告物継続許可申請書 |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日（宛先）北広島市長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者（出願者）　住　　所　〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　北広島市ボールパーク地区等の区域内における屋外広告物の規制に関する条例第１０条第２項の規定により、関係図書を添付して申請します。 |
| 表示又は設置の場所(移動するものはその範囲) | 北広島市 | 屋外広告物の種類 | □地上広告物　 □屋上広告物□壁面広告物　 □簡易広告物□広告車　　　 □投影広告物 |
| 継続しようとする期間 | 年　　月　　日から年　　月　　日まで | 屋外広告物の用途区分 | □自家用広告物 □自家用広告物以外□案内用広告物 |
| 許可年月日 | 年　　月　　日 | 許可の有効期間 | 年　　月　　日から年　　月　　日まで |
| 許可番号 | 指令第　　　　　号 |
| 屋外広告物の態様 | 種　　類 | 高さ | 縦 | 横 | 一面の表示面積 | 面数 | 表示面積 | 数量 | 照明 |
|  | ｍ | ｍ | ｍ | ㎡ |  | ㎡ |  | 有・無 |
|  | ｍ | ｍ | ｍ | ㎡ |  | ㎡ |  | 有・無 |
|  | ｍ | ｍ | ｍ | ㎡ |  | ㎡ |  | 有・無 |
|  | ｍ | ｍ | ｍ | ㎡ |  | ㎡ |  | 有・無 |
|  | ｍ | ｍ | ｍ | ㎡ |  | ㎡ |  | 有・無 |
| 道路法による占用許可 | □要（未申請・申請中・許可済）□不要 | その他法令による許可・届出 | （法令名 　　　　　　　　　　 )□要（未申請・申請中・許可済） □不要 |
| 投影広告物 | 表示時間 | 　　時　　　　分から　　　　　時　　　　分まで |
| 確認事項 | □景観、周辺環境、道路交通等の安全に配慮している |
| 管理者 |
| （管理者として選任する者）住所　〒氏名　電話番号　（北海道屋外広告業登録番号　第　　　　　　　号)　管理者変更年月日　　　　　　年　　　月　　　日 | （道内営業所）所在地　〒名称　電話番号　 |
| ※　受付 | ※　備考 | （有資格者）住所　〒氏名　資格　　（屋外広告物講習会修了番号　第 　　　　 号） |
| ※　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　指令第　　　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　この申請について、下記のとおり許可します。記　1　許可の有効期間　　　　　　年　　月　　日から　　　　　　年　　月　　日まで　2　許可の条件　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　北広島市長　　　　　　印 |

注１　申請書は、正本及び副本を提出すること。

２　※印欄は、記載しないこと。

３　住所及び氏名は、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

４　「許可年月日」欄、「許可番号」欄及び「許可の有効期間」欄は、現に許可を受けているものについて記載すること。

５　「管理者」欄は、次によること。

⑴　管理者は、道内に住所（法人にあっては、事務所）を有するものであること。

⑵　個人が管理者となる場合には、「管理者として選任する者」欄に必要事項を記載するとともに、「有資格者」欄にその有する資格（屋外広告物講習会の課程を修了している場合には、修了番号）を記載すること。

⑶　法人が管理者となる場合には、「管理者として選任する者」欄に必要事項を記載するとともに、「有資格者」欄にその雇用している有資格者について必要事項を記載すること。道外に所在する本店が管理者となる場合には、「道内営業所」欄についても必要事項を記載すること。

⑷　「有資格者」の項目は、管理者が屋外広告物法第１０条第２項第３号イの試験に合格した者、一級広告美術仕上げ技能士、一級建築士若しくは二級建築士で屋外広告物講習会の課程を修了したもの、特種電気工事資格者認定証（ネオン工事に係るものに限る。）若しくは電気主任技術者免状（第一種、第二種又は第三種）の交付を受けた者で屋外広告物講習会の課程を修了したもの又は北海道屋外広告物条例第２２条第１項の規定により屋外広告業者が営業所ごとに選任する業務主任者となる資格を有する者である場合に記載すること。

⑸　「屋外広告物講習会修了番号」の項目は、管理者又はその雇用している有資格者が屋外広告物講習会の課程を修了した者である場合にその修了番号を記載すること。

⑹　当該許可申請において管理者が複数となる場合は、屋外広告物管理者選任等届（別記第14号様式）により個々の管理者ごとに届け出ること。

６　次に掲げる図書を添付すること。

⑴　申請に係る広告物が固定広告物である場合には、申請前３月以内に撮影したカラー写真(当該期間内に２回以上撮影した場合にあっては、最期に撮影したもの)及び申請前３月以内に行った点検(当該期間内に２回以上点検した場合にあっては、最期に点検したもの)の結果を記載した屋外広告物点検結果報告書(別記第5号様式)

⑵　⑴の固定広告物が規則第２２条第２項に規定する固定広告物である場合は、当該固定広告物の点検を行った者が屋外広告物法第１０条第２項第３号イの試験に合格した者又は規則第２２条第３項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面の写し

⑶　「管理者」欄の「資格」又は「屋外広告物講習会修了番号」の項目に記載した場合は、当該資格等を証する書面の写

　　し